

厚生関連資料

今月の資料 (因法律, 因政省令, 因告示, 通通知, 事事務連絡, 他その他)

通	リツキサン注 10mg/mL の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正 (保医発 0229・2) ……………	p.65
通	「特定保険医療材料の定義について」の一部改正 (医発 0229・4) ……………	p.65
通	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布 (保発 0204・2) ……………	p.65
他	[2016 年度診療報酬改定：中医協答申書・附帯意見] (2/10 中医協) ……………	p.68
通	医薬品及び医療機器の費用対効果評価に関する取扱い (医政発 0210・10, 保発 0210・9) ……………	p.69
通	精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額に関する経過措置に係る事務の取扱い (保保発, 保国発, 保高発 0219・1) ……………	p.71
通	公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱い等 (保医発 0226, 0229・1) ……………	p.72
他	審査情報提供事例 (2/29 支払基金) ……………	p.72

*本欄で示す“p.00/p.00”は、原則“診療点数早見表 2014 年 4 月版/2015 年 4 月増補版”ページ数です。



通	リツキサン注 10mg/mL の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正	平成 28 年 2 月 29 日 保医発 0229 第 2 号
----------	---	------------------------------------

【解説】医薬品医療機器等法の規定に基づく効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、リツキサン注 10mg/mL の保険適用上の取扱いが改められました。

(p.462 左段下から 15 行目 / p.471 左段 10 行目に下線部を挿入)

→リツキサン注 10mg/mL

(1) 保険適用上の取扱い

- ① 本製剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、造血器腫瘍、自己免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療、並びに腎移植あるいは肝移植に対して十分な

経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与する。

(平 13.8.31 保険発 224, 平 26 保医発 0829・6, 平 28 保医発 0229・2)

通	「特定保険医療材料の定義について」の一部改正	平成 28 年 2 月 29 日 保医発 0229 第 4 号
----------	-------------------------------	------------------------------------

【解説】特定保険医療材料の定義通知が改正され、経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの定義が変更されました。3月1日からの適用です。

(p.825 左段 20～23 行目を訂正)

→経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの定義

(3) 機能区分の定義

③冷凍アブレーション用

ア (略)

イ 冷凍アブレーション用・補完型

i 次のいずれかに該当すること。

- a 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使

用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルである。

b 房室結節リエントリー性頻拍 (AVNRT) の治療に使用する冷凍による心筋焼灼用のカテーテルである。

ii バルーン構造を有さないこと。

*

*

*